

3 新型コロナウイルス発生時等の食料供給能力向上対策事業

【30(0)百万円】

対策のポイント

新型コロナウイルスの発生など異常事態時においても、国民の食料供給に不安が生じないように、不測の状況下における食品産業事業者の事業継続能力の向上を図ります。

<背景/課題>

- ・強毒性の新型インフルエンザ発生し、長期間にわたって影響を及ぼした場合、
 - ① 外食を控えるための保存性の高い食品等への需要の集中
 - ② 感染者の増加による事業者の操業度の低下
 - ③ 原材料、運送等サプライチェーンの寸断など、国民への食料供給が停滞するおそれ。
 - ・このような状況の下でも、国民への食料の安定供給を確保し、食生活に不安を生じないようにするためには、食料の生産・供給等を行う食品事業者等における事業の継続が不可欠。
 - ・具体的にどのように事業を実施するかを示す事業継続計画の策定を促進する必要。

政策目標

平成22年度までに事業継続計画策定済みの食品産業事業者を約1割（平成21年9月30日現在）から約7割へ増加

<主な内容>

不測時における食料供給対策

(1) 事業継続計画の策定

事業継続計画策定推進のための研修会の開催や備蓄適正の高い品目(米、小麦製品、缶詰等)の高い供給水準を維持するため、サプライチェーンにおける事業継続計画の実証・改善を行います。

(2) 原材料確保のための支援手法調査

原材料在庫確保のための支援手法に関して、食品事業者がどのように原材料の確保を図るのか、スイス等の備蓄政策を行っている諸外国における食品事業者の原材料確保はどうなっているのか等についての調査を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課 (03-6744-2395(直))]